

アメリカの州・地方政府の概要

(一財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所

2016年5月

アメリカの政府組織の種類

- 以下の三階層により構成
 - ー 連邦政府 (Federal Government)
 - ー 州政府 (State Government)
 - ー 地方政府 (Local Government)
- 地方政府の分類は、以下のとおり
 - ー カウンティ (County)
 - ー タウンシップ (Township)
 - ー 地方自治体 (Municipality) Ex. シティ, ビレッジ
 - ー 学区 (School District)
 - ー 特別区 (Special District)

連邦と州の関係

①連邦政府に明示的に委任されている権限

(合衆国憲法第1条第8節)

- ・ 債務弁済、防衛及び福祉のために租税の賦課徴収
- ・ 金銭の借入
- ・ 州相互間及び外国との商取引の規制
- ・ 帰化及び破産に関する統一法の制定
- ・ 貨幣の鑄造及び規制、度量衡の統制
- ・ 郵便業の設置
- ・ 科学技術の発展促進のため、著作権及び発明権を保護
- ・ 裁判所の設置
- ・ 連邦政府に対する犯罪の処罰
- ・ 陸海空軍の維持統轄
- ・ 戦争の宣言及び和平
- ・ 連邦政府の権限を実行するため、必要かつ適切なすべての法律の制定

連邦と州の関係

②州政府の権限

(合衆国憲法修正第10条)1791年成立

「この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される。」

※ 連邦政府の権限は限定列挙した上で、それ以外の権限(留保権限)は州政府に属するという整理。

(参考)

カナダにおいては、連邦憲法において、連邦政府と州政府のそれぞれの権限を規定した上で、州政府に属さない権限(残余権限)は、連邦政府に属するという整理。

アメリカの地方自治制度

- 連邦制国家であるアメリカでは、合衆国憲法は地方自治制度に関して特段の規定を持たず、各州の権限として留保されている

修正第10条

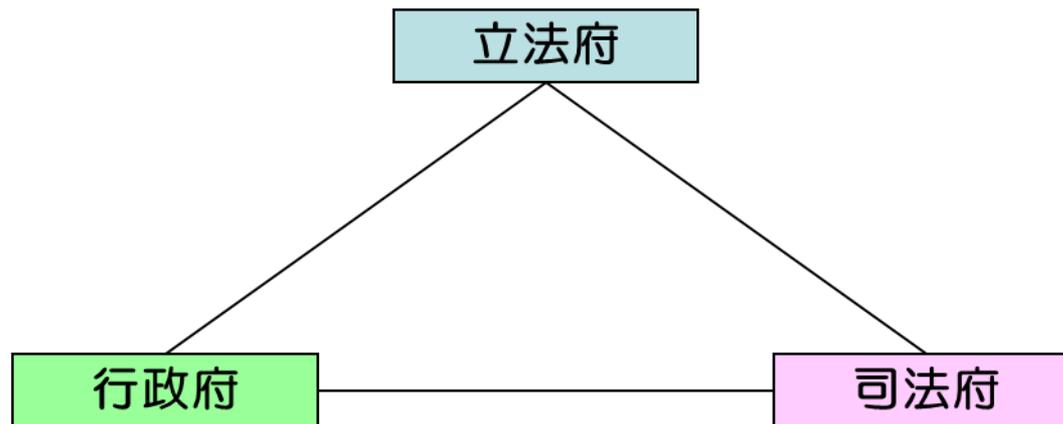
この憲法が合衆国に委任していない権限または州に対して禁止していない権限は、各々の州または国民に留保される。

- 地方政府（カウンティ、シティ等）は各州の憲法・法令等により設立されているため、地方自治制度も各州によって異なる
- 「州の創造物（Creature of the State）」としての地方政府

州政府の構造(1)

① 総論

各州の基本的な構造は、それぞれの州憲法に定められているが、連邦政府と同様、三権分立の原則に基づき、行政府、立法府及び司法府に分かれている。



州政府の構造(2)

② 一般的な立法府

a. 2院制

- － 上院:「Senate」
- － 下院:「House of Representative」

b. 議員の任期

- － 上院:4年
- － 下院:2年

※各州によって異なるので注意が必要

全米50州のうち、ネブラスカ州のみ一院制

州政府の構造(3)

③ 一般的な行政府

- a. 知事
 - － 直接選挙
- b. 知事の任期
 - － 4年(ニューハンプシャー州及びバーモント州は2年)
 - － 就任回数・連続就任回数に制限のある州が多い
- c. 知事を補佐する職
 - － 副知事・州務長官・司法長官・財務長官・監査官等
 - － 直接選挙のところが多い

※各州によって異なるので注意が必要

州政府の構造(4)

④ 一般的な司法府

- a. 連邦の司法府との関係
 - － 完全に独立(ただし、憲法及び連邦法に拘束される)
- b. 管轄
 - － 州及び地方政府の定める法令に関する事件
- c. 裁判官
 - － 選挙によって選ばれることが多い

※各州によって異なるので注意が必要

州政府と地方政府の関係

① 連邦憲法の規定

- a. 地方団体に関する規定は置かれていない。
- b. 州内の地方制度について定めることは各州の権限

② 「ディロンのルール」VS「ホームルール」

ディロンのルール	ホームルール
<ul style="list-style-type: none">・州の創造物 (Creature of States)・州から明示的に授権された 権限	<ul style="list-style-type: none">・自治憲章 (Charter)・自らの問題を自らで解決・外部から加えられる統制を 最小限に

地方政府の区分と概要(1)

① 地方政府創設の手続き

- a. 州憲法又は州法で規定
- b. 州議会の承認を要件としていることが多い

② 地方政府の区分(合計90,056団体)

- a. 一般目的の地方政府(計38,910団体)
 - カウンティー(county) … 3,031団体
 - タウンシップ(Township) … 16,360団体
 - シティ、ビレッジなどの地方自治体(municipality)
… 19,519団体
- b. 特別目的の地方政府(計51,146団体)
 - 学区(school district) … 12,880団体
 - 特別区(special district) … 38,266団体

地方政府の区分と概要(2)

③ カウンティ (county)

州



カウンティ

- ・州内最大の広域地方政府
- ・州内の区域は、いずれかのカウンティに属する
- ・独立の地方政府としての性格と州の出先機関としての性格を併せ持つ

※コネティカット州とロードアイランド州においては、カウンティ政府は存在しない。

地方政府の区分と概要(3)

④ タウンシップ(township)と地方自治体(municipality)

カウンティ



タウンシップ

- ・カウンティが分割・区分された政府単位
- ・主に、自治体法人が設立されていない未法人化区域において、行政サービスを提供

地方自治体（自治体法人）

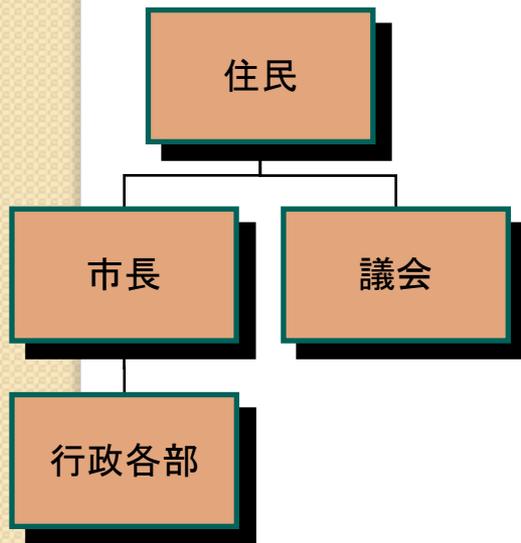
- ・住民の発意により、設立・法人化される
- ・区域内の住民に対して、より高度な行政サービスを提供
- ・他の地方政府と比べ、広範な自治が認められている

※ニューイングランド6州及びニューヨーク州の「タウン」は、連邦政府の統計上はタウンシップと分類されるが、州法上は自治体法人である。

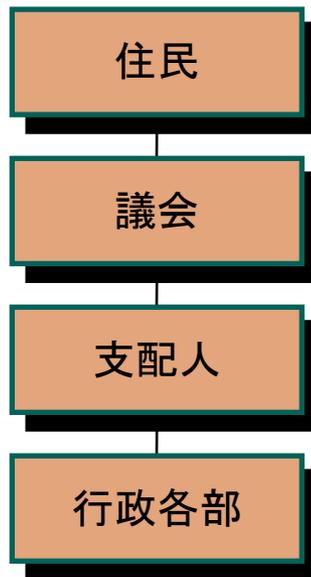
地方自治体の統治構造(1)

地方自治体の主な政府形態

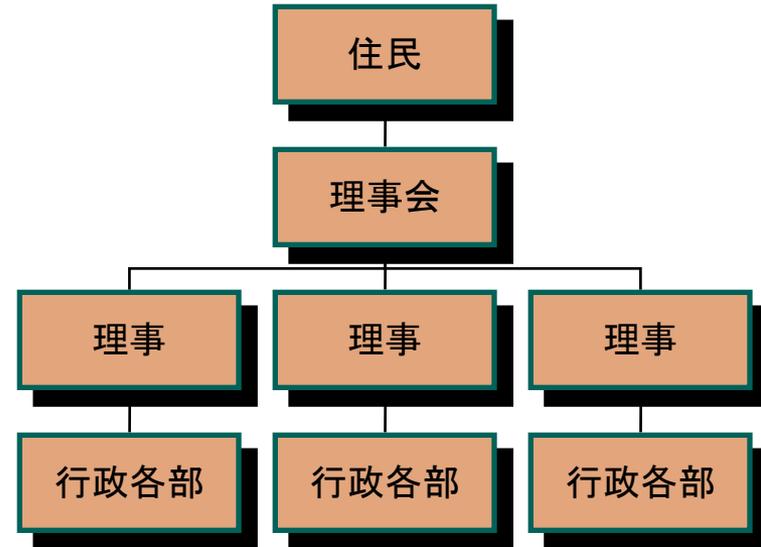
市長-議会型
(Mayor-Council)



議会-支配人型
(Council-Manager)

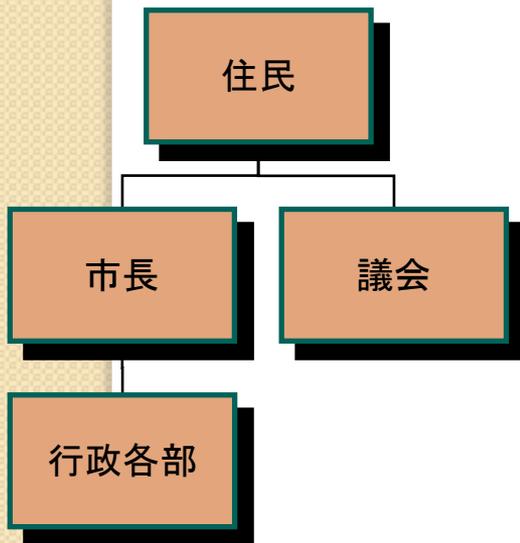


理事会型
(Commission)



地方自治体の統治構造(2)

市長-議会型 (Mayor-Council)



強市長型 (Strong-Mayor Form)

- ・市長は、行政府の長として、有権者から直接選挙で選出される場合が多い。
- ・予算編成権、部局長の任命権、議会に対する拒否権などを持つ。

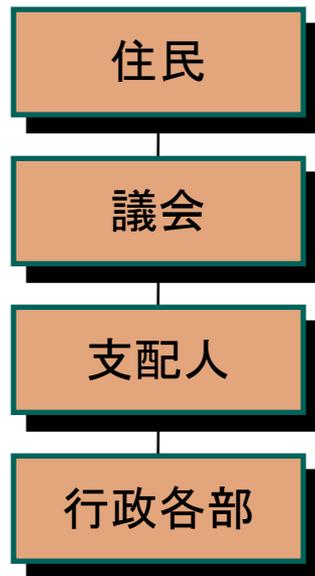
弱市長型 (Weak-Mayor Form)

- ・市長は、直接選挙のほか、議員による互選で選出される場合がある。
- ・市長は、予算編成権、部局長の任命権、議会に対する拒否権などを持たない。
- ・比較的規模の小さい都市に見られる。

※人口2,500人以上の自治体の43.9%が採用
(ICMA2014年調査)

地方自治体の統治構造(3)

議会-支配人型 (Council-Manager)



議会-支配人型

- ・議会から任命された専門行政官である支配人(City Manager)が、行政部門の執行を行う。
- ・支配人は、人事、予算及び各事業の執行など、幅広い権限を持つが、議会に対する拒否権は持たない。
- ・支配人は、自らを任命した議会に対して責任を負う。
- ・市長がいる場合には、通常、議員の中から指名され、儀礼的行為に携わる。

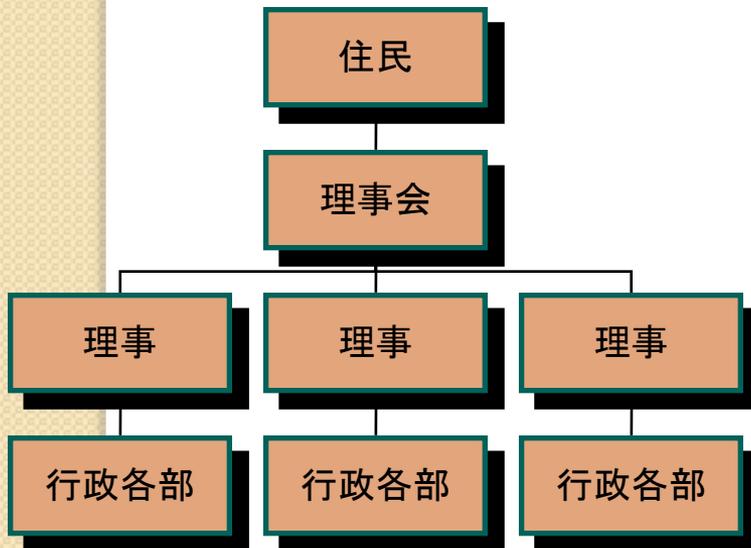
※人口2,500人以上の自治体の48.7%が採用
(ICMA2014年調査)

地方自治体の統治構造(4)

	支配人 (City Manager)	副市長
選任	議会による直接選任	長の選任・議会の同意
学歴	多くは行政学の修士号・博士号を持っている	特段の傾向はない
職歴	より給料の高い大都市へ渡り歩く傾向がある	他の自治体の副市長に転出することはほとんどない
任期	契約による	任期4年
議会との関係	議会に対して責任を負う	長に対して責任を負う
市長との関係	市長は市を代表して行う儀礼的な行為などに権限が限定されている 支配人に実質的な行政権	副市長は長の補助機関

地方自治体の統治構造(5)

理事会型 (Commission)



理事会型

- ・直接選挙で選出される数名の理事が、合議制の理事会において政策決定を行う。
- ・各理事は、個別の行政部局を分担する行政官としての役割も担う。
- ・理事が交代制で、市長としての儀礼的行為に携わる場合もある。

※人口2,500人以上の自治体の1.9%
が採用(ICMA2014年調査)

参考文献

小滝敏之(2004)『アメリカの地方自治』第一法規

自治体国際化協会(2006)「米国の地方自治体における組織体制と人事制度」クリアレポート第293号

自治体国際化協会(2006)「米国の州及び地方団体の概要」

自治体国際化協会(2007)「米国の州議会の概要」クリアレポート第299号

自治体国際化協会(2008)「米国におけるシティ・マネージャーの役割」クリアレポート第326号

自治体国際化協会(2013)「ニューヨーク州地方政府ハンドブック(第6版)」